

平成 30 年分所得税および復興特別所得税の確定申告・平成 31 年度市県民税の申告相談

相談期間／2月18日(月)～3月15日(金) 平日の午前9時から午後4時まで

相談会場／加西市民会館コミュニティセンター 3階小ホール

※2月27日(水)と3月6日(水)は受付時間を午後7時まで延長します。

※所得税等の還付申告書は、2月15日(金)以前でも税務署へ提出することができます。

●必要な本人確認書類の写し(①～③のいずれか)

①マイナンバーカード

②「個人番号通知カード」と「運転免許証等の顔写真付きの身分証明書」

③「マイナンバーが記載された住民票」と「運転免許証等の顔写真付きの身分証明書」

※本人以外が申告書を提出する場合、申告者本人の上記写しの添付が必要です。



●対象者

①給与所得者および公的年金等受給者で他の所得がある方

②営業・農業所得等がある方(おおむね300万円未満の所得者)など

※上記以外の所得(土地・建物・株式等を譲渡した所得、青色申告、繰越損失、雑損控除、1年目の住宅ローン控除、相続税、贈与税、消費税および地方消費税)は、受付できません。社税務署で申告相談をしてください。

●国税庁ホームページからも申告できます

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で、所得税等の申告書を簡単に作成できます。その場合は、電子申告(e-Tax)か、印刷をして社税務署へ提出してください。また、平成31年1月から税務署でID・パスワードを取得することで、マイナンバーカードやICカードリーダーライターをお持ちでない方も電子申告ができるようになりました。

●収支内訳書・医療費控除の明細書等は事前に作成を

事業所得(農業所得含む)や不動産所得の申告は、収入と経費を領収書等に基づき、計算することになっています。申告相談会場は、混雑が予想されます。収支内訳書や医療費控除の明細書等は、あらかじめ集計をしてご持参ください。

なお、事業所得、不動産所得または山林所得を有する全ての方(所得税の申告の必要がない方を含む)について記帳・帳簿等の保存が必要となっています。

●償却資産(固定資産税)の申告は1月31日(木)まで

広報かさい12月号でお知らせしたとおり、法人や個人で工場や商店などを経営している方や太陽光発電等の事業を行っている方で、事業に使用する機械・器具・備品・構築物等の償却資産をお持ちの方は、平成31年1月1日現在の資産状況を税務課へ申告してください。

事業主の皆さまへ

給与支払者は、平成30年中の給与支払報告書を給与受給者の住所地(平成31年1月1日現在)の市区町村へ提出してください。詳しくは、市ホームページ「給与支払報告書の提出について」をご覧ください。

所得税の源泉徴収義務者である給与支払者(法人・個人を問わず)には、法令により全ての従業員の個人住民税を給与から特別徴収していただく必要があります。詳細は、市ホームページ「平成30年度から特別徴収一斉指定」をご覧ください。なお、同ページに掲載しているチラシのつづり方で給与支払報告書をご提出ください。

また、給与支払報告書は、eLTAX(エルタックス)を利用して提出することができます。詳しくは、eLTAXホームページ(<http://www.eltax.jp/>)をご覧ください。

提出期限／1月31日(木)まで

問合せ先／税務課税制係 ☎42-8712

社税務署で申告書作成会場を開設

開設期間／2月18日(月)～3月15日(金)

受付時間／平日の午前9時から午後4時まで

※混雑状況により相談受付を早めに終了する場合があります。会場開設当初と申告期限間際は、大変混雑が予想されます。

※会場の混雑緩和のため、医療費控除の明細書や収支内訳書・青色申告決算書は、ご自宅等で作成していただいた上、ご持参ください。

申告会場・問合せ先／社税務署(加東市社51-3)

☎0795-42-0223

新年のあいさつ

市民の皆さま、新年あけましておめでとうございます。皆さまの本年のご多幸とご健勝をお祈り申し上げます。



日頃は加西病院の運営につきまして、格別のご理解ご協力を賜っておりますことに、心よりお礼申し上げます。とりわけ、「加西病院サポーターの会」の皆さまの心温まる活動によって、市民と職員の距離が縮まると共に、加西病院が市民にとってなくてはならない存在であることが実感されています。

いよいよ今年は平成の最後の年となりましたが、病院の役割も時代によって大きく変化してきました。本院は「地元で病院を」という市民の要望によって開設され、昭和49年に当地に新築移転されました。これまで加西市で唯一の急性期総合病院として、救急医療や重症疾患への高度医療を切れ目なく提供できるように努力してきましたが、社会環境の変化や医療制度改革の影響を受けて、現在大きな変革期にきています。

具体的には、超高齢化と共に既に人口減少が始まっていること、東部および南部に統合病院が相次いで稼働した影響で高度急性期～急性期医療の需要が減少していること、4年後に大規模統合病院が姫路に開設されるため

に病院機能のさらなる見直しが必要となることなどが挙げられます。

一方で、市内唯一の総合病院であり、北播磨医療圏の最西部の医療機関として、市内や周辺地域において「地元で対応可能な医療は地元で受けたい」という要望が一定数あることも事実です。施設の老朽化や耐震不足により、病院本体の建て替えが必要とされていることを踏まえて、今後の病院のあり方を議論することを契機に新しい病院に生まれ変わるチャンスでもあります。

本年度の病院目標は、『新しい加西病院に生まれ変わる第一歩を踏み出そう！』と定めて、院内外で議論を重ねています。どのような病院が加西市に必要なか、市民の皆さまからのご意見も積極的にお届けください。既に本院は、これまで通りの「可能な範囲の急性期医療」を提供しつつ、「回復期から在宅に向けての幅広い医療」を提供できる地域多機能型病院に転換しています。近隣の高度急性期病院や地域の診療所・介護施設などと連携して、住民の方々ができるだけ自宅での生活を送れるように支援する「面倒見の良い病院」が目標です。

これまでの加西病院の良いところは残しつつ、今後も加西市民にとって必要とされる病院に生まれ変われるように取り組んでいますので、ご支援をよろしくお願いいたします。

(病院事業管理者兼院長 北嶋直人)

4月に小・中学校に入学する方(保護者)へ

問合せ／学校教育課 ☎42-8772 fax43-1803
gakko@city.kasai.lg.jp

4月に小・中学校に入学する方へは、住所に基づいて入学する学校を指定し、1月下旬に就(入)学通知書をお送りします。特別な理由がある場合には、指定校(特別支援学校を除く)を変更することができます。事前にご相談ください。

●手続き方法

- 指定校以外の市内小中学校へ入学
必要書類と印鑑を持って加西市教育委員会へ
- 市外の市町立小中学校へ入学
入学希望の学校を管轄する市町教育委員会へ
- 大学附属・私立小中学校へ入学
入学許可証と印鑑を持って加西市教育委員会へ

●特別な理由

- 身体的理由
心身の障がいなどにより指定校への就学が困難な場合
- 家庭の事情などに関する理由
 - ①保護者の就労などにより校区外の実家に児童を預ける場合(小学生のみ)
 - ②住宅新築中などで転居が確実であり、あらかじめ転居予定地の学校へ就学を希望する場合(添付書類要)
 - ③加入する自治会の校区が住所地の校区と異なる場合(添付書類要)
- その他の理由
大学附属・私立小中学校に入学する場合など

